

土浦市条例第 号

土浦市手話言語の普及の促進に関する条例

言語は、生きるために不可欠な意思疎通の手段であって、日常生活及び社会生活を支えるものであり、全ての人にとって、なくてはならないものです。

そして手話は、手指の動きや位置、体の動きや顔の表情などを使って表現する独自の文法を持った視覚的な意思疎通の手段です。

ろう者は、生きるために不可欠な意思疎通の手段として、また、日常生活及び社会生活を支えるための手段として、手話を大切に育んできました。

その一方で、ろう者が抱える社会的障壁の存在や必要な配慮については理解されづらい面があり、ろう者は、不安な思いを胸に抱きながら生活してきました。

障害者の権利に関する条約では、言語は、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされており、また、障害者基本法では、障害者の意思疎通のための手段の例示として、手話を含む言語が挙げられています。

ろう者が十分な情報を取得し、意思疎通を図ることができる社会を実現するためには、手話の普及や、ろう者への正しい理解が必要です。

そこで、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及についての基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、事業者、ろう者及び手話通訳者等の役割を明らかにすることにより、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(2) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(3) ろう者 手話を用いて日常生活及び社会生活を営む聴覚に障害のある者をいう。

(4) 手話通訳者等 手話通訳者その他手話に関わる者(ろう者を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第3条第3号において、障害者の意思疎通のための手段の例示として、手話を含む言語が挙げられていること。

(2) 手話は、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るための大切な手段であること。

(3) ろう者は、手話により意思疎通を行う権利を有しており、その権利は尊重されるべきであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(第7条及び第8条において「基本理念」という。)にのっとり、市民が手話を学ぶ機会の確保その他の手話の普及のために必要な施策を推進するものとする。

(施策の策定及び実施)

第5条 市は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定する土浦市障害者計画において、手話の普及のために必要な施策を定めるとともに、当該施策を実施するものとする。

(災害発生その他の緊急時の対応)

第6条 市は、災害発生その他の緊急時において、ろう者が安全を確保するために必要な情報を取得し、及び意思疎通を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念に関する関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念に関する関心及び理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者及び手話通訳者等の役割)

第 9 条 ろう者及び手話通訳者等は、市が実施する手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。